

令和8年6月1日

一般競争入札（条件付）の様式変更について お知らせ

岡山県土木部

令和8年6月1日以降に入札公告する工事から、一般競争入札（条件付）の様式について、次のとおり変更したのでお知らせします。（別添参照）

様式	様式の名称	見直し内容等
別記様式2	配置予定技術者調書	入札参加資格確認申請日以前に3か月以上の雇用関係があることを証明する書類について、健康保険証が廃止されたことにより添付書類としての例示を削除した。
様式第1-1号	資格確認書	同上

岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/>) から → 画面右上の [組織で探す] をクリック → [土木部] をクリック → [技術管理課] をクリック

【問合せ先】

入札・契約制度の見直しについて

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7483

配置予定技術者調書

会社名

資格区分				
配置予定技術者名 (生年月日)		<input type="checkbox"/>		
上記技術者の営業所の 専任技術者との関係		<p>営業所の専任技術者に該当しない。 ※営業所の専任技術者であるかどうかを確認し、□に✓をすること。 □ なお、営業所の専任技術者を配置予定技術者として申請しようとするときは、注7と注8を参照し、申請可能かどうか十分確認すること。</p> <p>営業所の専任技術者であるが、情報通信機器の活用等の条件を満たして、本件工事の技術者と兼務をする。</p> <p>※注8の条件を満たして兼務する場合は、□に✓をすること。(本件工事が非専任工事で、当該営業所と本件工事の工事場所が同一の県民局管内(属する地域事務所管内を除く。)又は同一の地域事務所管内にある場合の兼務はチェック不要)</p>		
所属会社名				
法令による免許 国家資格 (取得年月日) (登録番号等)				
工事 実績	工事名			
	発注機関名			
	施工場所			
	契約金額			
	工期			
	従事役職			
工事内容				
同一技術者を配置予定 技術者として届け出た その他の入札案件		発注機関名	工事名(工事番号)	開札日時
				月 日 :
				月 日 :
現在 在 従 事 工 事	工事名			
	発注機関名			
	施工場所			
	工期			
	従事役職			
(専任・非専任の別)		<input type="checkbox"/>		
建設業法第26条第3項ただし書による専任の特例の利用予定の有無		<p><input type="checkbox"/> 専任特例1号による兼務(情報通信機器の活用等による兼務)をする。</p> <p>専任特例2号による兼務(特例監理技術者制度による兼務)をする。</p> <p>※専任の特例制度を利用して、本件工事と他の工事を兼務する場合に□に✓をすること。 また、専任特例1号による兼務をする場合は、(注)2の条件を十分に確認して、□に✓をすること。</p>		

(注) 1 監理技術者又は主任技術者は、入札案件1件につき3名まで申請が可能である。
配置予定技術者調書は、申請する監理技術者又は主任技術者の人数分提出すること。

【次頁へ続く】

- 2 専任特例1号（建設業法第26条第3項第1号の規定による専任の特例をいう。）による兼務（情報通信機器の活用等による兼務）は、次の条件を全て満たす場合に2件の工事まで認められる。
 - (1) 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
 - (2) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者とその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
 - (3) 下請次数が3を超えていないこと。
 - (4) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。
 - (5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術者を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術者については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又はCCUS とAPI 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
 - (6) 建設業法施行規則第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。
 - (7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。
- 3 専任の監理技術者を申請する場合で、専任特例2号（建設業法第26条第3項第2号の規定による専任の特例をいう。）による兼務（特例監理技術者制度による兼務）により2件の工事を兼務しようとするときは、監理技術者に係る配置予定技術者調書に加えて、同時に配置予定の監理技術者補佐に係る配置予定技術者調書を提出すること。
- 4 公告で定められた期限までに、資格確認書（様式第1-1号）とともに、記載事項を証明する書類（次の①～④など）を提出すること。
 - ①「法令による免許・国家資格」の写し
 - ②入札参加資格確認申請日以前に3月以上の雇用があることを証明する書類の写し

健康保険証の廃止に伴い、添付書類としての例示を削除しました。

- ③配置予定技術者が監理技術者の場合においては、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し
 - ④工事实績を証明できる書類（CORINSの写し等）（公告において配置予定技術者の工事实績が入札参加資格とされている場合のみ提出すること。）
- 5 「資格区分」欄には、配置予定技術者の種別により「主任技術者」「監理技術者」「監理技術者補佐」のいずれかを記載すること。
 - 6 この調書に記載した配置予定技術者を他の入札案件に配置予定技術者として申請している場合、「同一技術者を配置予定技術者として届け出たその他の入札案件」欄に、その入札案件を記載すること。（記入欄が不足する場合は、適宜、行を挿入すること。）
 - 7 営業所の専任技術者は、本件工事が非専任工事であり、かつ、当該営業所と本件工事の工事場所が同一の県民局管内（属する地域事務所管内を除く。）又は同一の地域事務所管内にある場合に限り、配置予定技術者とすることができる。
 - 8 営業所の専任技術者は、本件工事が専任工事の場合又は注7の地域外での非専任工事の場合は、次の条件を全て満たすことができる場合に限り、配置予定技術者とすることができる。
 - (1) 営業所の専任技術者が置かれている営業所において本件工事の請負契約が締結されること。
 - (2) 兼ねる工事現場の数が1以下であること。
 - (3) 専任特例1号の要件である注2(1)～(7)を満たしていること。なお、2(2)について、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「営業所から当該工事現場」と読み替え、(6)について、「省令第17条の2第1項第5号」とあるのは、「省令第17条の5第1項第5号」と読み替える。
 - (4) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - 9 1～8に示すほか、一般競争入札（条件付）公告共通事項の「3 配置予定技術者の取扱い」に十分留意すること。

資 格 確 認 書

令和 年 月 日

岡山県知事又は〇〇県民局長 殿

申請者 住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者

令和 年 月 日に入札参加資格確認申請書を提出した次の工事に係る一般競争入札
(条件付)における資格確認書類を別添のとおり提出します。

記

- 1 案件番号
- 2 工事番号
- 3 工 事 名
- 4 提出書類

(1) 施工実績に係る資格確認書類

- CORINSの写し(竣工時工事カルテ等)
- 請負契約書の写し(変更契約書を含む)
- 図面の写し(施工実績の内容がわかるもの)
- 設計図書の写し(施工実績の内容がわかるもの)
- その他()

(2) 配置予定技術者調書に係る資格確認書類

- 「法令による免許・国家資格」の写し
- 入札参加資格確認申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることを証明する書類(監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬額決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写し)

健康保険証の廃止に伴い、添付書類としての例示を削除しました。

- 監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し
- CORINSの写し(竣工時工事カルテ等)
- 請負契約書の写し(変更契約書を含む)
- 図面の写し(施工実績の内容がわかるもの)
- 設計図書の写し(施工実績の内容がわかるもの)
- その他()

- (注) 1 提出する書類は、公告で示した条件を満たすことが確認できる書類(必ずしも全ての書類が必要であるとは限らない。)
- 2 配置予定技術者調書に係る資格確認書類の提出がなかった配置予定技術者については、当該入札に係る配置予定技術者とすることはできない。

※以下は押印を省略する際に記載する。

書類発行責任者	連絡先	
	E-mail	
担 当 者	連絡先	
	E-mail	